

住民監査請求に係る監査結果

(荒川区議会公明党の政務活動費 (朝鮮新報購入))

令和 2 年 1 1 月

荒川区監査委員

第1 請求

本件請求に係る請求人、請求があった日及び内容は、以下のとおりである。

1 請求人

住所 荒川区
氏名 D 氏

2 請求があった日

令和2年9月14日

3 請求の内容

請求人提出の住民監査請求書による主張事実の要旨及び措置要求は、おむね次のとおりである。

(1) 主張事実の要旨

ア 公明党荒川区議会議員団は、政務活動費の資料購入費として朝鮮新報年間購入費22,800円を支出している。

資料購入費とは、会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費となっているが、荒川区議会議員の政務活動費に必要欠くべからざる資料購入費として考えられないので不当、違法と考える。

イ 国も北朝鮮について、拉致問題から、強力な対策をもって解決しようとしている矢先、事もあろうに公金で外国新聞、しかも北朝鮮の新聞購入を長きに渡ってしている事は、あってはならないので、その意味からも違法不当支出と主張する。

(1) 措置要求

公明党荒川区議会議員団保坂正仁議員が政務活動費資料購入費として、令和元年9月17日に支出している朝鮮新報購入費11,400円及び令和2年2月20日に支出している朝鮮新報購入費11,400円、合計22,800円を区に返還することを区長は公明党荒川区議会議員団に求めるよう、監査委員は区長に勧告すること。

4 請求書の補正

令和2年10月5日請求書の一部補正があった。

第2 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和2年10月8日付でこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が主張事実のとおり示した事項のうち、令和元年9月17日及び令和2年2月20日の朝鮮新報購入費各11,400円、計22,800円に対する政務活動費の支出の違法・不当の有無を対象とした。

2 監査対象部局

区議会事務局及び総務企画課を監査対象とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月29日、陳述の機会を設けた。

なお、請求人から新たな証拠として、請求内容を整理した書面の提出があった。

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 外国の新聞を購入するのはどうなのか。朝鮮新報は政務活動費ではなく個人で購入すべきである。
- (2) 国も北朝鮮について、いろいろな対策を行っているのだから、国の方針に基づいて行動してほしい。

4 関係職員等の調査

法第199条第8項の規定により、令和2年10月29日区議会事務局長及び総務企画課長に対し、事情聴取を行った。区議会事務局長及び総務企画課長の発言の主な内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年荒川区条例第1号。以下「条例」という。)に基づき支出をしている。
- (2) 条例第1条では、「この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、区議会議員

の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、区議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」という趣旨が記載されている。

- (3) 条例第9条では、政務活動費を充てることができる経費の範囲として、「政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、情報収集、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民福祉の向上を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と規定されている。
- (4) 本事案は、区議会事務局としては、条例第9条関係の経費を記載した別表中の「資料購入費」であるという認識を持っている。
- (5) 資料購入費に関する留意事項は政務活動費運用の手引に記載されている。そこには、スポーツ新聞や娯楽性の強い大衆週刊誌の定期購読は計上不可とする旨が記載されているが朝鮮新報については、これらの計上不可の対象となっていない。
- (6) 朝鮮新報は日本語で書かれており、日本で発行されている。北朝鮮の主要ニュースや朝鮮半島の話題などが中心に書かれている。
また、当該新報購入議員にヒアリングを行ったところ、情報収集のための購読ということであった。荒川区は韓国、朝鮮出身者が多く、特に日暮里地区ではこうした傾向も強い。そのため、朝鮮半島や北朝鮮の情勢を知ることにも政務活動の一環と捉えていると推測でき、議会事務局としても資料購入費として問題ないものと考えている。

第4 監査の結果と判断

1 監査の結果

本件請求については、合議により、次のように決定した。

請求人の主張については、理由がないものと認めこれを棄却する。

2 事実関係の確認

(1) 政務活動費の交付根拠について

荒川区の政務活動費については、平成13年3月15日に荒川区議

会政務調査費の交付に関する条例が制定され、同年4月1日に施行された。この条例は、その後法の一部改正により、平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例と名称を改正している。

また、平成13年3月26日に荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行規則も制定され、同年4月1日に施行された。この施行規則も平成25年3月1日に荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則と名称を改正している。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部として、区議会における会派に対し交付されている。

したがって、公益目的のために区以外のものに対して行う給付で、反対給付を要しないものであり、法232条の2に定められた補助金と同種の法的性格を有している。

荒川区の補助金は、通常、荒川区補助金等交付規則(昭和62年4月1日荒川区規則第27号。以下「補助金規則」という。)により交付されるが、政務活動費については、補助金規則第4条の規定により、条例及び区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成13年荒川区規則第3号。以下「条例施行規則」という。)の定めるところに拠っている。さらに、議会議長訓令として荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成19年議会議長訓令甲第2号。以下「条例施行規則」という。)を置いている。

なお、条例及び条例施行規則の他、荒川区議会では、事務処理の運用を補完するために、内規資料として政務活動費運用の手引を定めている。

(2) 政務活動費の交付方法について

政務活動費については、条例及び条例施行規則により、次のとおり交付方法が定められている。

ア 交付対象

政務活動費は、区議会の会派に対して交付する。

イ 交付額及び交付方法

政務活動費は、各月1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じて得た額を半年ごとに交付する。

ウ 会派の届出

議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者、政務活動費に係る経理責任者1人を定め、会派結成届を議長に提出しなければならない。

- 工 会派の通知
議長は、会派結成届のあった会派について、毎年度当初速やかに、区長に通知しなければならない。
- オ 政務活動費の交付決定
区長は、会派結成の通知に基づき、政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。
- カ 政務活動費の請求及び交付
会派の代表者は、通知を受けた後、毎半期の最初の月の当初早急に、当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。
区長は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- キ 収支報告書等の提出
政務活動費の交付を受けた会派の経理担当者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費により行った活動内容を記載した報告書及び領収書その他の証拠書類の原本を添付して、議長に提出しなければならない。
- ク 収支報告書等の送付
荒川区議会政務活動費の交付に関する条例施行規定によれば、議長は、収支報告書、実績報告書及び領収書等の提出があったときは、これらの写しを区長に送付するものとする。

(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲

交付を受けた政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第2項により、別表で次のとおり定められている。

別表(第9条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝礼金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等をいう。)
会議費	会派又は会派に所属する議員が行う各種会議に要する経費(会場費、機材借上費、資料印刷費等をいう。)
調査旅費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等をいう。)

通信運搬費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な通信・運搬に要する経費(電話料、インターネット接続料、ファクシミリ通信料、郵便料、運搬費等をいい、自宅の電話の電話料を除く。)
資料作成費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳費、パソコン及び関連機器その他の事務機器の購入、リース料等をいう。)
資料購入費	会派又は会派に所属する議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派又は会派に所属する議員が行う活動及び区の政策について、住民に報告し、又は周知するために要する経費(広報紙・報告書印刷費、送料、会場費等をいう。)
広聴費	会派又は会派に所属する議員が住民からの区政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費(会場費、印刷製本費等をいう。)

(4) 本件請求対象となる令和元年度公明党荒川区議会議員団に対する政務活動費の交付に係る一連の手続きについて

令和元年5月1日公明党荒川区議会議員団から改選に伴い議長不在のため、議会事務局長に会派結成届が提出された。

令和元年5月1日議会事務局長から区長に公明党荒川区議会議員団が結成された旨の通知がされた。

令和元年5月1日区長から公明党荒川区議会議員団代表者に政務活動費の交付決定が通知された。

令和元年5月1日公明党荒川区議会議員団代表者から区長に政務活動費の請求があった。

令和元年5月20日及び令和元年10月11日区長から公明党荒川区議会議員団に政務活動費の交付があった。交付額は、5月20日が2,400,000円、10月11日が2,880,000円であった。

令和2年4月30日公明党荒川区議会議員団から議長に政務活動費に係る収支報告書等の届出があった。支出合計額は、5,208,875円であった。

令和2年5月27日議長から区長に政務活動費収支報告書等の写しの送付があった。

令和2年5月28日公明党荒川区議会議員団から区長に対し政務活

動費の収支差額 71,125 円の返還があった。

令和 2 年 10 月 6 日公明党荒川区議会議員団から議長に対し政務活動費に係る収支報告書等の修正があった。

令和 2 年 10 月 6 日議長から区長に政務活動費収支報告書等の写しの修正について送付があった。

令和 2 年 10 月 6 日公明党荒川区議会議員団から区長に対し修正に伴う政務活動費の収支差額 302,400 円の返還があった。

3 監査対象部局の説明

(1) 朝鮮新報について

資料購入費のうち、計上不可とする資料は、スポーツ新聞や娯楽性の強い大衆週刊誌の定期購読等、政務活動費運用の手引に記載されているが、朝鮮新報はこうした計上不可対象となっていない。

(2) 朝鮮新報購読の背景について

当該新報購入議員にヒアリングを行ったところ、情報収集のための購読ということであった。荒川区は韓国、朝鮮出身者が多く、特に日暮里地区ではこうした傾向も強い。そのため、朝鮮半島や北朝鮮の情勢を知ることにも政務活動の一環と捉えていると推測でき、事務局としても資料購入費として問題ないものと考えている。

4 判断及び理由

まず、政務活動費には、地方議会の活性化と議員の調査活動の基盤を強化する等の趣旨を基調として、平成 24 年の法改正の際に一部経費の使途が拡大され、政務活動費とされたという背景がある。

次に本件請求に関連した令和元年度公明党荒川区議会議員団に対する政務活動費については、交付申請から収支報告書等の提出までの一連の手続きは、適正に行われていると認められる。

請求人は、令和元年 9 月 17 日及び令和 2 年 2 月 20 日の朝鮮新報購入費各 11,400 円、計 22,800 円に対する政務活動費の支出は、違法不当である、という趣旨の主張をしている。

しかし、資料購入費に関する留意事項が記載されている政務活動費運用の手引には計上不可とする対象として朝鮮新報は記されておらず、地方自治法、本件条例等、政務活動費の制度を規定する法令において、請求人の主張を認める根拠は見当たらない。

韓国、朝鮮出身者が多数生活する荒川区において、朝鮮新報を政務活動の

参考にしているという当該議員の考えも理解できるところがあり、こうしたことから違法不当な公金の支出であるとの主張は認められない。

したがって、請求人が主張する令和元年9月17日及び令和2年2月20日の朝鮮新報購入費各11,400円、計22,800円に対する政務活動費の支出は違法不当であるという事実は認められない。

以上から、請求人の主張には理由がないものと認める。

5 監査委員意見

上述したように政務活動費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の法改正により政務調査費として制度化され、その後、平成24年の法改正の際に一部経費の使途が拡大され、政務活動費とされたという背景がある。つまり、地方議会の活性化と議員の調査活動の基盤強化が担保されているものと考えられる。

一方で、政務活動費の原資となるのは区民が納める税金であり、区議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会事務局にあっては、議長に提出される書類を議長に代わって確認する場合などは、慎重、丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。